

新山口駅北地区拠点施設整備事業 募集要項等修正版の新旧対照表（平成28年12月27日）

○募集要項

修正箇所	修正前（平成28年12月15日公表）	修正後（平成28年12月27日公表）
3ページ 第2章6 表中 「駐車場附置条例 （拠点施設整備区域）」	周辺地区	周辺地区 <u>（商業地域の場合は指定地域）</u>

○要求水準書

修正箇所	修正前（平成28年11月15日公表）	修正後（平成28年12月27日公表）
9ページ 第2章1（1）表中 「駐車場附置条例 （拠点施設整備区域）」	周辺地区	周辺地区 <u>（商業地域の場合は指定地域）</u>
18ページ 第2章6（1）① 表中 ア「基本方針」	ホールの暗騒音レベルはNC-25を目標とすること。	ホールの暗騒音レベルはNC-25とすること。
20ページ 第2章6（1）① 表中 ウ「照明・音響機械室」	<u>アンブラック</u> 等を設置する部屋を設置すること。	<u>アンブラック</u> 等を設置する部屋を設置すること。
38ページ 第3章4（6）3項目目	プロジェクトマネジメント業務①（指定管理協定で定める指定期間の開始日の前日まで）及び <u>プロジェクトマネジメント業務①</u>	プロジェクトマネジメント業務①（指定管理協定で定める指定期間の開始日の前日まで）及び <u>プロジェクトマネジメント業務②</u>
別添資料8-1 表中 「1階席（拡張時）」	<u>1,200席</u>	<u>1,600席</u>

○提案書等記載要領及び様式集

修正箇所	修正前（平成28年11月15日公表）	修正後（平成28年12月27日公表）
4ページ 2（4）① 4項目目	様式3-2に記載した略称	様式3-3に記載した略称
様式4-2	(1) <u>整備</u> コンセプト	(1) <u>提案</u> コンセプト

○基本協定書（案）

修正箇所	修正前（平成28年11月15日公表）	修正後（平成28年12月27日公表）
4ページ 第5条 第1項	(事業契約の不調) 第5条 事業者の <u>いずれかに</u> 本事業の募集手続に関して以下の各号の <u>いずれかの事由が生じたときは、</u>	(事業契約の不調) 第5条 事業者の <u>いずれかが</u> 、本事業の募集手続に関して第1号から第5号までの <u>いずれかの事由に該当したとき、又は第6号に該当することが判明したときは、</u>
5ページ 第5条 第1項 第6号	(6) 事業者の <u>いずれかが</u> 次の <u>いずれかに</u> 該当するとき。	(6) 事業者の <u>いずれかが</u> 、 <u>本事業に関するか否かを問わず</u> 、次の <u>いずれかに</u> 該当するとき。
5～6ページ 第6条 第1項	事業者は、事業者の <u>いずれかが</u> 本事業の募集手続に関して前条第1項各号の <u>いずれかの事由に該当したときは、</u>	事業者は、事業者の <u>いずれかが</u> 、 <u>本事業の募集手続に関して前条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当したとき、又は同項第6号に該当することが判明したときは、</u>

○基本契約書（案）

修正箇所	修正前（平成28年11月15日公表）	修正後（平成28年12月27日公表）
4ページ 第7条 第1項	(談合その他の <u>不正行為</u> に係る解除) 第7条 事業者の <u>いずれかが</u> 本事業の募集に関して以下の各号の <u>いずれかの事由に該当したときは、</u>	(談合その他の <u>不正行為等</u> に係る解除) 第7条 事業者の <u>いずれかが</u> 、 <u>本事業の募集手続</u> に関して第1号から第5号までの <u>いずれかの事由に該当したとき、又は第6号に該当することが判明したときは、</u>
5ページ 第7条 第1項 第6号	(6) 事業者の <u>いずれかが</u> 次の <u>いずれかに</u> 該当するとき。	(6) 事業者の <u>いずれかが</u> 、 <u>本事業に関するか否かを問わず</u> 、次の <u>いずれかに</u> 該当するとき。

6 ページ 第7条 第3項	事業者は、事業者のいずれかが本事業の募集に関して第1項各号のいずれかに該当したときは、	事業者は、事業者のいずれかが、本事業の募集に関して第1項第1号から第5号までのいずれかに該当したとき、又は同項第6号に該当することが判明したときは、
------------------	---	--

○プロジェクトマネジメント業務委託契約書（案）

修正箇所	修正前（平成28年11月15日公表）	修正後（平成28年12月27日公表）
4 ページ 第20条	（契約期間） 第20条 この契約の有効期間は、契約締結日から指定管理協定の締結日の前日までとする。ただし、契約期間終了日経過時において未履行である甲又は乙の契約上の義務及びそれに起因して契約期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。	（契約期間） 第20条 この契約の有効期間は、契約締結日から指定管理協定で定める指定期間の開始日の前日までとする。ただし、契約期間終了日経過時において未履行である甲又は乙の契約上の義務及びそれに起因して契約期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有するものとする。

○建設工事請負仮契約書（案）

修正箇所	修正前（平成28年11月15日公表）	修正後（平成28年12月27日公表）
14 ページ 第30条 第4項	4 法令変更起因して発注者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用等については <u>受注者</u> が負担するものとする。	4 法令変更起因して発注者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用等については <u>発注者</u> が負担するものとする。
21 ページ 第43条に第2項及び第3項を加える。		2 前項の規定により契約が解除された場合においては、 <u>受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。</u> 3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、 <u>第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</u>